

「いちかわみさと子育て世帯応援金」のご案内

子育て世帯の生活を支援するために、市川三郷町独自の一時金を支給します！

給付金の支給額 ※所得制限なし

対象児童1人あたり **15,000円**

給付金の支給時期

令和4年12月 から支給を開始します

対象児童

【基準日：令和4年10月1日】

市川三郷町に住民登録がある、平成16年4月2日～令和5年3月31日生まれの児童

支給対象者と申請方法

支給対象者

いずれかにあてはまる対象児童の保護者

令和4年10月分の
児童手当(特例給付)
の支給対象者

- 基準日時点で**高校生等**（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童のみを養育する保護者
- 令和5年3月31日までに生まれた**新生児**の保護者
- 令和5年3月31日までに**転入**した、対象児童の保護者
- 公務員**で対象児童の保護者
- 所得上限**により児童手当等の受給要件から外れた対象児童の保護者

申請は不要です

市川三郷町から、児童手当登録
銀行口座へ振り込みます。

※児童手当支給対象児童の高校生等の兄
姉分も併せて支給します。



詳しくは裏面を
ご覧ください

申請が必要です

- 申請期間：**令和4年12月1日～
令和5年1月31日**

※ただし転入・新生児については令和5年4月15日まで申請可

- 申請書提出先：いきいき健康課子育て支援係

詳しくは町ホームページをご覧ください。▶



お問合せ 市川三郷町いきいき健康課（☎0556-32-2114）

支給までの流れは？

市川三郷町

① 給付金のご案内を送付

② 希望しない方は、受給拒否届を提出

③ 児童手当登録銀行口座に振込

① 給付金の案内および申請書を送付

② 返信用封筒にて申請書を提出

③ 指定の口座に振込

※ 辞退届・申請書の様式は町ホームページからもダウンロード可能です。

子育て
世帯

申請が必要な方

※ 高校生や転入・新生児の保護者、公務員等

こんなときはどうなるの？



● 令和4年9月末に転出した場合は？

基準日（令和4年10月1日）時点で市川三郷町に住所がない場合は、支給の対象になりません。

● 保護者の住所は市川三郷町にあるが、子どもの住所が他の市町村にある場合は？

児童の住所が市川三郷町にあることが条件となりますので、この場合は対象外となります。

● 令和5年3月31日に出生した（転入した）場合は、申請は可能？

基準日（令和4年10月1日）以降に、出生した（転入した）児童の保護者は令和5年4月15日まで申請可能です。

● 所得によって支給対象外になるの？

所得制限はありません。市川三郷町に住所がある対象児童の保護者であれば支給対象となります。

● DV被害により避難している場合は？

いきいき健康課子育て支援係にご相談ください。

「いちかわみさと子育て世帯応援金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに市川三郷町から問い合わせを行うことがありますが、A T M（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに市川三郷町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。